

令和5年9月

お客さま各位

西中国信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

平素より西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
令和5年10月1日より開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）において、同制度への当金庫の対応を下記の通りとさせていただきますのでご案内いたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T 2 2 5 0 0 0 5 0 0 3 4 5 9

2. 当金庫が発行するインボイス

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- ① 営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

例：両替手数料、残高証明手数料、融資関連手数料 など

- ② 当金庫所定の振込依頼書をご利用のうえ、お振込みいただいた場合、「振込金受取書（兼手数料受取書）」を振込手数料のインボイスとして発行いたします。

※ 振込に関する各種帳票類は、インボイス制度対応に伴い様式を改訂いたします。
旧帳票は同制度に対応していないため、令和5年10月1日以降は、改訂後の新帳票をご利用いただくこととなります。

(2) 預金口座からの引き落としでお支払いいただく各種手数料について

預金口座からの自動引き落としでお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「手数料徴求実績明細書」をWEB配信または郵送により発行いたします。

例：インターネットバンキングによる振込手数料、口座振替手数料 など

※「手数料徴求実績明細書」の発行については、お申込み手続きが必要となります。
対象となるお客さまには別途ご案内いたします。

(3) 留意事項

- ① 現在、当金庫にて請求書を個別に発行している場合など、一部のお客さまにつきましては、別途、インボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を実施いたします。
- ② インボイスはお客さまが仕入税額控除を受けるために必要となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

3. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T Mおよび両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改訂は行いませんので、ご了承ください。

4. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

インボイス制度に関する詳細は、以下の国税庁公表サイトをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

以 上